



記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!



記帳処理サービスは、利用者に記帳の専属担当が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円を適用できるシステムを安価な費用負担で活用できるので、大変好評です。

経理に不安のある方、会計の負担を経済的に軽減したい方など、是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは 事業課 TEL0465-24-2614 へ。
※税理士会関与の方は、こちらのサービスのご利用はご遠慮下さい。

お得な青色ビジネスカーリースのご案内

経費節約の切札

国産全メーカー全車種から
予算に合わせ見積り可!!

カーリースのメリット

- 1 経費や手間が省ける
- 2 基本、全額経費処理が可
- 3 車の購入資金(頭金)が不要^他

まずはお見積りを!!

オリックス自動車(株)
静岡支店
TEL 054-254-8016

詳しくは、青色申告会のHP・チラシをご覧ください
※お問合せの際に青色のチラシを見たとお伝え下さい。



1. 新たなサービスの名称
「e-Taxソフト (SP版)」
※SPとは【SmartPhone】
の略称です。
2. ご利用いただける機能

近年、スマートフォンやタブレット端末(以下、「スマートフォン等」といいます。)の急速な普及が進み、パソコンの代替としてのアクセス手段の多様化が進んでいます。これらスマートフォン等の普及や利用者からの意見要望を受けて、利便性の向上を図るため、これまでパソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、一部の手続きができるようになりました。

スマートフォン等でe-Taxが 利用できるようになりました!

及び手続

以下の機能及び手続がご利用いただけます。

○e-Taxホームページ(スマートフォン等専用)の閲覧
スマートフォン等専用のe-Taxホームページにて「重要なお知らせ」及び「お知らせ」の閲覧等ができます。

○e-Taxソフト(SP版)の利用
スマートフォン等専用のe-Taxホームページへアクセスし、「e-Taxソフト(SP版)」へのログインによりご利用できます。

※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

白色申告者のためのイロハ

「白色申告者にも 記帳が義務づけられる!!」

個人の全ての白色申告者(事業や不動産貸付等)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

白色申告には青色申告にある特典が少ないかわりに、青色申告に比べて楽なイメージがあるかもしれませんが、白色申告者にも記帳が義務づけられました。いきなり記帳といわれても、無理だと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

でもご安心ください。簡易な方法で記帳をしてもよいことになっています。

記帳に不安のある方は、一度青色申告会にお尋ねください。青色申告会では記帳個別指導会を1面掲載の通り、開催します。記帳個別指導会においていただき、その不安をなくしませんか。

税のカレンダー

納期限を守りましょう! 口座振替を利用しましょう!

- 国民健康保険料(税)の納期限
【8月分】小田原市.....9月1日(月)
【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町.....9月1日(月)
【第4期分】松田町.....9月1日(月) 【第5期分】真鶴町.....9月1日(月)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
【8月分】小田原市.....9月1日(月)
【第2期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町.....9月1日(月)
- 介護保険料の納期限
【8月分】小田原市.....9月1日(月)
【第2期分】中井町・大井町・松田町・山北町.....9月1日(月)
【第3期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町.....9月1日(月)
【第5期分】真鶴町.....9月1日(月)
- 市民税・県民税(普通徴収)
【第2期分】小田原市・南足柄市.....9月1日(月)
- 町民税の納期限
【第2期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町.....9月1日(月)
※個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の中間申告.....〈申告期限〉9月1日(月)
※個人事業税の納付(第1期分).....9月1日(月)



県税事務所からのお知らせ 個人事業税の第1期分の 納期限は、9月1日です!

※今年度からコンビニエンスストアで納付ができるようになりました。(納付額が30万円を超える場合は納付できません。)

個人事業税は、県内に事務所または事業所を設けて事業(法定業種に限りません)を営んでいる個人に課される税金です。

【課税対象となる事業】

- 第1種事業 物品販売業、製造業、請負業、運送業など(37業種)
- 第2種事業 畜産業、水産業、新成製造業(3業種)
- 第3種事業 医業、弁護士業、税理士業、理容業など(30業種)

※業種等の区分により税率は異なります。

【納税の取扱】

県から送付される納税通知書によって、原則として、第1期分(納期限9月1日)と第2期分(納期限12月1日)の2回に分けて納めていただきます。

ただし、税額が1万円以下の場合、第1期分にその全額を納めていただきます。

なお、第2期分の納付書は、8月に送付される納税通知書に綴じ込んでありますので、保管の上で使用ください。

また、個人事業税は便利な口座振替(自動払込み)による納税制度もご利用いただけます。手続きは簡単ですので、最寄りの金融機関(郵便局を含む)または県税事務所にお尋ねください。

◇お問い合わせ先 小田原県税事務所 事業税課

0465-32-8000(代)

青色申告会

会の予定

8月

- 4日(月) 10:00 エンジョイ書道(5F)
- 5日(火) 10:00 法律相談(1F)
- 12日(火) 10:00 年金相談(1F)
- 15日(金) 10:00 法律相談(1F)
- 20日(水) 10:00 相続相談(1F)
- 25日(月) 10:00 エンジョイ書道(5F)
- 28日(木) 10:00 不動産相談(1F)
- 16:00 商工会との事務連絡会議



【支部・事務局関係事業】

- 1日(金) 18:30 小田原中央支部幹事会(魚がし)
- 6日(水) 18:00 小田原足柄支部幹事会(井細田公民館)
- 7日(木) 18:00 山北支部幹事会(ふるさと交流センター)
- 18:30 真鶴支部幹事会(富勝)
- 8日(金) 17:00 箱根支部幹事会(元箱根集会所)
- 18:00 南足柄支部幹事会市長との懇談会(商工会館)
- 18:30 小田原城北支部幹事会(ひさご寿司)
- 10日(日) 11:30 小田原城南支部親睦BBQ大会(早川公民館)
- 24日(日) 川東支部会員親睦旅行(秩父方面)

小田原税務署からのお知らせ

みむら ひさお

小田原税務署 人事異動 新署長 三村 久夫 氏

小田原税務署の定期人事異動が平成26年7月10日に発令されましたので、関係幹部の異動についてご紹介します。

小田原税務署長は杉尾充茂氏が退任、東京国税局査察部査察第21部門統括査察官の三村久夫氏が着任されました。総務担当副署長の川上京子氏が藤沢税務署副署長へ異動、後任に京橋税務署総務課長の友岡一範氏が着任されました。

個人課税部門では、第1統括官に福田氏、第4統括官に鎌尾氏が着任され、第2統括官の神崎氏、第3統括官の宮崎氏は引き続き留任されました。

なお、青色申告会の指導・育成担当の大石和之記帳指導推進官は、神奈川署に異動、後任に川崎西署個人課税第1部門総括上席の中峰浩平氏が着任されました。

新たに着任された方々を迎え、小田原税務署の関係幹部の配属は次のようになりました(敬称略)。

署長 三村 久夫

副署長(総務担当) 友岡 一範

副署長(法人担当) 高橋 雄司

総務課長 野々上 恵一

個人課税第1部門統括官 福田 司

第2部門統括官 神崎 洋

第3部門統括官 宮崎 和行

第4部門統括官 鎌尾 宏

資産課税第1部門統括官 小西 雅文

第2部門統括官 小泉 重治

記帳指導推進官 中峰 浩平